

仕様書

1 業務名

手稲区役所保険年金課事務室防煙垂れ壁設置業務

2 対象施設

手稲区役所（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1－10）

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

4 業務内容

手稲区役所 2 階保険年金課事務室における防煙垂れ壁の一部欠損を解消するため、受託者は以下(1)～(3)により防煙垂れ壁を設置する。なお、受託者は事前に現地確認のうえ、業務を実施することとする。

また、作業日程は、区役所閉庁時間（平日 17：15～7：00、土日祝日）とし、委託者と十分な打ち合わせのうえ決定することとする。

(1) 設置箇所

別紙 1 のとおり

(2) 設置方法

- ・ 残存している防煙垂れ壁と一体となるよう欠損箇所に設置すること。
- ・ 天井レールについて、一部（W3,500mm）は既存レールを使用し、レールがない部分（W1,847mm）は新たに設置すること。新設する場合はレール及び防煙垂れ壁が落下しないよう天井裏で補強すること。なお、既存の防煙垂れ壁の設置状況については別紙 2 を参照すること。
- ・ システム天井（岩綿吸音板、厚さ 15mm）の撤去、復旧は受託者が実施すること（D400×L3,000mm 程度）。
- ・ 作業にあたり、システム天井に点検口を設置すること（3 か所程度、アルミ 3 分割、定尺 D394×L2000mm、1C）。設置場所は委託者と打ち合わせのうえ決定すること。

- ・ その他設置にあたっては、建築基準法を遵守すること。

(3) 防煙垂れ壁の規格

- ・ 高さ 500mm、厚さ 6.8mm の網入りガラスであること
- ・ 長さは、3,500mm が 1 枚、1,847mm が 1 枚。なお、受託者は事前の現地確認において正確な長さを実測すること。
- ・ ガラス下部はアルミ枠を設置すること。

5 提出書類

受託者は、業務完了後、作業報告書（作業前、作業中、作業後の写真を添付）を作成し、所定の完了届とともに委託者に提出すること。

6 安全管理

- (1) 受託者は、作業の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。
- (2) 作業の実施にあたり、備品及び設備等を破損し、又は破損個所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、受託者負担にて速やかに現状復旧を行うこと。

7 留意事項

- (1) 作業に必要な工具・部材等は受託者が用意すること。
- (2) 作業により発生した廃材等については、関係法令を遵守し、受託者の責において処分すること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上実施すること。

8 担当

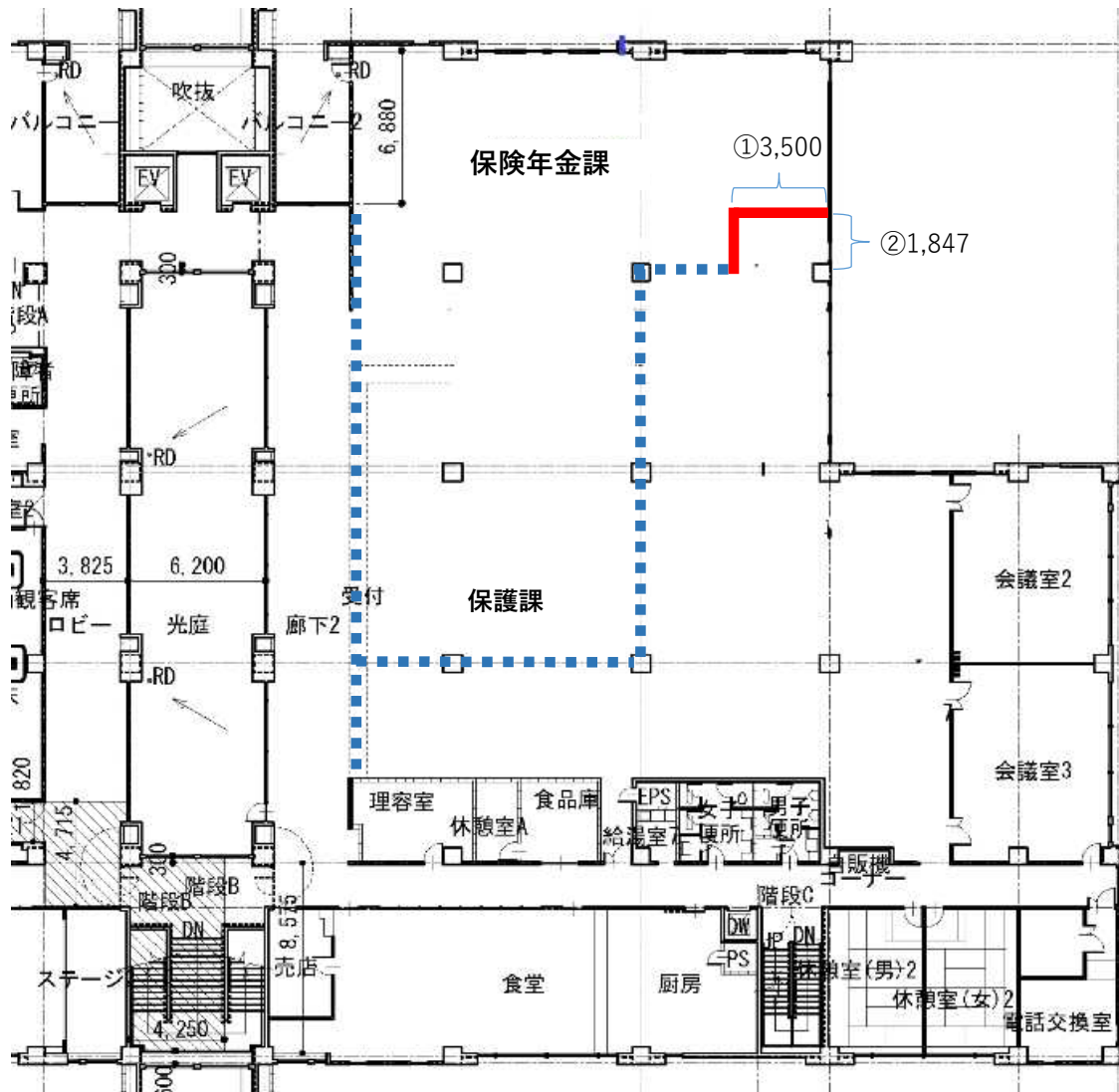
手稲区市民部総務企画課庶務係

札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1－10 手稲区役所 3 階

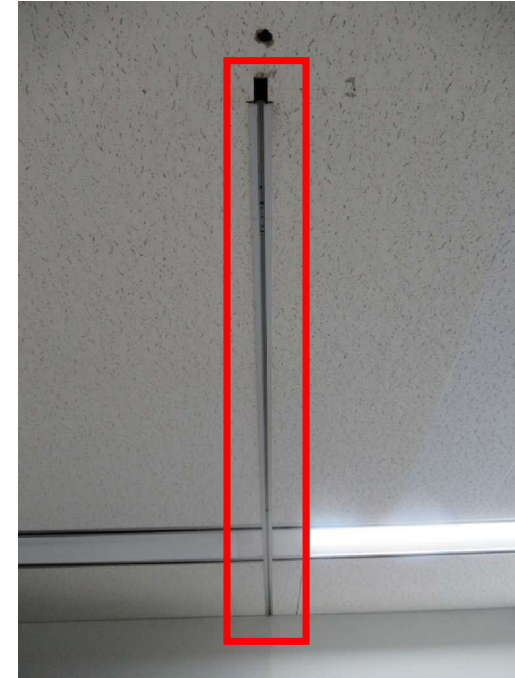
電話：011-681-2425 E-mail：teine-somukikaku@city.sapporo.jp

2階保険年金課

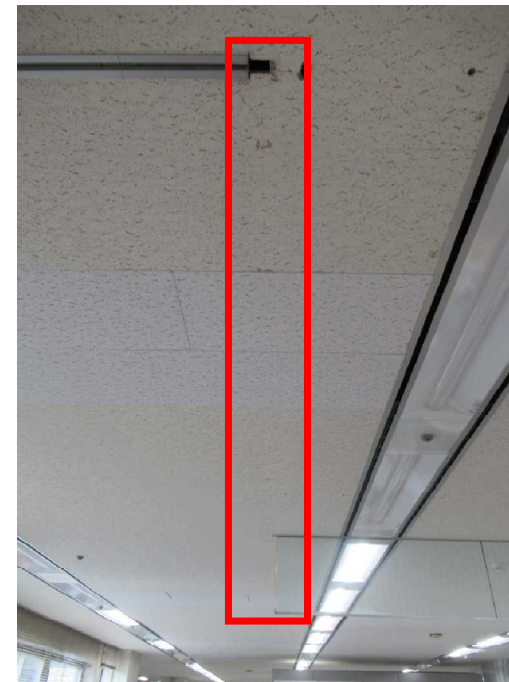
※ 実線 設置箇所
点線 既設置箇所

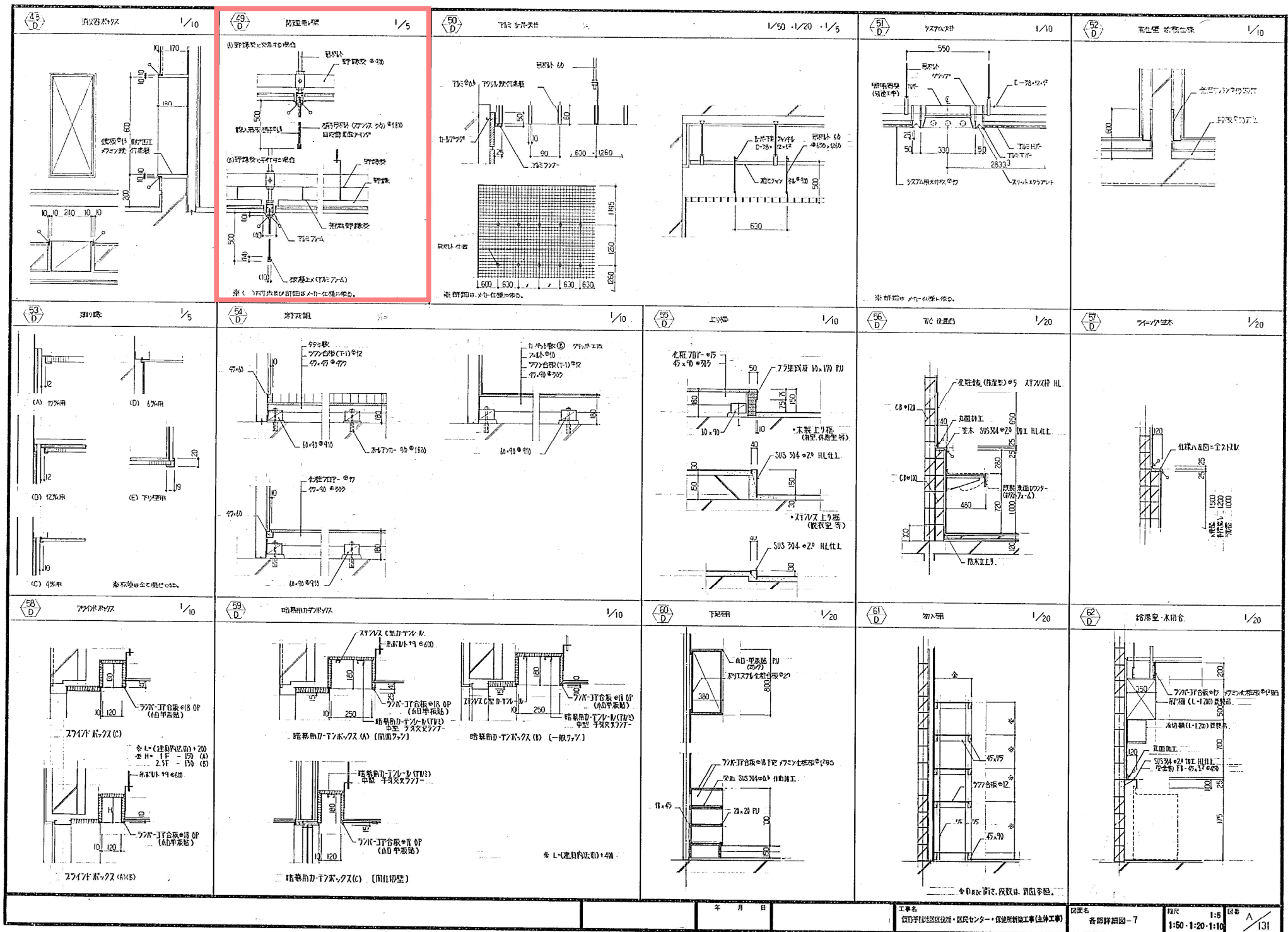


- ①
- ・長さ3,500mm
 - ・既存レールあり。



- ②
- ・長さ1,847mm
 - ・既存レールなし。





完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 氏 名 印

名 称 手稲区役所保険年金課事務室防煙垂れ壁設置業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名